GAP（ギャップ）の勧め

～滋賀県版GAP実践点検項目の利用ガイド～

平成27年３月

滋　賀　県

― 目　　次 ―

はじめに

本県では、県産農産物の信頼性向上や安定的な取引の確保と合わせて、琵琶湖等の環境保全を図ることを目的に、平成20年3月に「滋賀県ＧＡＰ推進方針」（以下、推進方針という）を定め、県産として出荷される農産物全てがＧＡＰの実践によって生産されたものとなることを目指し、各産地での実践を進めてきました。

平成21年12月に「滋賀県食の安全・安心推進条例」が制定され、生産者に対してＧＡＰの取組が努力義務として位置づけられました。また、依然として減らない農作業事故の未然防止を図る必要があることなどから、平成22年4月には、「農業生産工程管理（ＧＡＰ）の共通基盤に関するガイドライン」が国から提示されました。県では、これらを基本に平成23年3月に推進方針を改定し、「滋賀県版ＧＡＰ実践点検項目」（以下、実践点検項目という）を作成※しました。

平成26年3月現在、生産者の意識の高まりや、ＧＡＰの実践を求める流通関係者の声を受けて、県内のＧＡＰの取り組みが広がり、126産地において導入されています。平成27年度は、推進方針の目標（平成27年度までに150産地）を達成できるよう、全ての主要産地でＧＡＰを推進していくこととしています。

今回、農業指導者が生産現場において、ＧＡＰの実践や更なる改善に役立てていただくことを目的に、実践点検項目の改定を行いましたので、本書を参考に積極的な活用をお願いします。

滋賀県農政水産部食のブランド推進課

※最終改定　滋賀県GAP推進方針：平成23年3月
　　　　　　滋賀県版GAP実践点検項目：平成27年3月

1．GAP（農業生産工程管理）とは

農業者が準備から出荷までの生産を行う過程で気をつけなければならないことを整理して、危害（リスク）を未然に防ぐための方策（ルール）を作り、それを実践し、記録・評価をすることで、安全・安心な農産物の生産につなげていく取組のことです。

目　的	効　果
農産物の安全性・品質の向上 ・ほ場における環境衛生管理 ・農薬の安全・適正使用 ・農産物の衛生的な取扱　など	消費者ニーズに応える安全で高品質な農産物の提供！
琵琶湖等の環境保全 ・農薬による環境負荷の低減 ・琵琶湖の水質保全 ・エネルギーの節減　など	琵琶湖・周辺環境に負荷を与えない農業の展開！
労働安全の確保 ・作業者の健康管理と事故防止 ・安全な作業環境の確保 ・農業機械等の安全な利用　など	農作業事故の回避！
経営の改善 ・情報の記録・保管 ・資材コスト削減 ・トレーサビリティの確保　など	経営の効率化！

ＧＡＰに取り組む目的と効果
（滋賀県版ＧＡＰの場合）

※GAP：Good Agricultural Practice の略。

農産物＝食品なので、安全であることは当然です！
良品質なものを、環境への影響をできるだけ少なくし、安定生産して、実需者・消費者に安心して購入してもらわなければなりません。
GAPに取り組むことは、実需者・消費者の信頼獲得につながります。

購入者の信頼の獲得

○包装資材のコスト縮減（A農協）
レタスを出荷する際に使用する段ボール等の衛生管理を徹底することにより、個別にレタスを包装する必要がなくなったため、包装資材のコスト縮減ができた。

○栽培方法等の統一で品質の底上げ（B農協）
産地における統一規格・指定資材の使用、栽培方法の一元化により、品質の底上げができた。

○異物混入のクレームが減少（C農協）
コンタミ防止対策を点検項目を設定し、取り組んできたことにより、異物混入が前年比で約５割減少し、クレームが減少した。

○条件の良い販売先との契約成立（D生産法人）
販売先数社との契約についてＧＡＰの実践による安全な農作物をアピールできたことにより、条件の良い販売先との契約が成立した。

その他の導入効果の実例

※農林水産省生産局生産技術課「GAP手法導入マニュアル（平成20年1月）」
http://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/gap/g_torikumi/pdf/dounyu_manual.pdf

２．ＧＡＰの必要性

１）リスク回避のために

農業生産活動では、**食品汚染リスク、環境破壊リスク、農作業事故リスク**など様々なリスクが潜んでいます。**①まず、リスクを作業に沿って書き出してみましょう**（目的別にまとめても良い）。**②リスクへの対策を考え点検シートを作りましょう**。対策項目を**念頭に置きながら農作業にあたり、③作業後に振り返ってチェックしましょう**。注意をしているつもりでも、完全にはできていないものです。できなかったことは、**④原因を考えて改善しましょう**！

農業生産活動に潜むリスク例

ＧＡＰ実践点検シートの例（一部抜粋）

目的	生産工程等	①リスクの想定	②対策		③実践チェック	④改善点
農産物の安全性・品質の向上	ほ場（土壌、水等）	廃棄物や有害物質等による汚染	ほ場環境の確認	周辺の廃棄物や有害物質等から、ほ場や用水への汚染がないか確認する。	☑	
琵琶湖等の環境保全	農業機械の使用	不必要なエネルギー消費	施設・農業機械等の使用におけるエネルギー消費の節減対策の実施	・施設・農業機械等の定期的な点検・整備を実施する。 ・農業機械は、必要以上に高いエンジン回転で作業せず、負荷の状態に合った適正なエンジン回転で作業する。	☑	
労働安全の確保	農業機械の使用	農業機械の転倒等による農作業事故の発生	・農作業事故につながる恐れのある危険箇所の把握・作業環境の改善 ・農業機械、装置、器具の安全増備等の確認、点検整備と適正使用 ・万一の備え	・農作業事故につながる恐れのある危険な箇所を把握し、危険箇所の表示や作業環境を改善する。 ・農業機械、器具の始業前点検や使用後の整備等、取扱説明書に基づき、適切な保守点検の実施に努める。 ・農業機械の機能、使用上の注意事項、使用時の危険回避方法等、取扱説明書をよく理解した上で操作する。 ・農業生産活動の維持・継続に向けた保険に加入する。	☒	新しい農機の説明書を読まずに運転して、ブレーキがわからずにヒヤッとしたことがあったなあ。 前の農機との幅の違いも把握していなかったので、危うく畔から落ちて転倒するところだった。 これからは、事前確認を怠らないようにしよう。 改善:「特に注意」を追加
農産物の安全性・品質の向上	防除	不適切な農薬使用による農薬残留	・無登録農薬の使用禁止 ・農薬の表示内容の確認と厳守 ・農薬使用前後の防除器具の点検、洗浄	・農薬を使用する前に、農林水産省の登録番号を確認する。 ・ラベルに記載されている最終有効年月を過ぎた農薬を使用しない。 ・農薬は、適用作物名や希釈倍数、使用時期、注意事項等ラベルに記載されている使用方法を守って使う。 ・防除器具の使用にあたり、タンク、ホース、ノズル等が十分に洗浄されているか確認する。 ・使用後は、タンク、ホース、ノズル等を十分に洗浄する。 改善:「農薬を変えるごとに」を追加	☒	防除が立て込んでしまい、別の農薬に使用した防除器具をしっかり洗わずに使用してしまったことがあったなあ。たまたま適用作物だったから問題にならなかったけれど、急いでいても、農薬ごとにしっかり洗浄しよう。 改善:「特に注意」を追加
	収穫	石や金属片等の混入	・農業機械、装置、器具の安全増備等の確認、点検整備 ・異物混入の防止対策の実施	・農業機械、器具の始業前点検や使用後の整備等、取扱説明書に基づき、適切な保守点検の実施に努める。 ・作業（収穫・調製・選別）時に、使用する器具（包丁、手袋、タオル等）や装飾品等が混入しないよう対策を実施する。 ・作業（収穫・調製・選別）中に喫煙や飲食をしない。	☒	収穫機の摩耗をチェックしないまま作業を始めてしまったから、ネジの混入の苦情が来たことがあった。 これからは作業前チェックを怠らないようにしよう。
	調製	農薬、燃料等の付着	農薬、燃料等の適切な管理	農薬や肥料、燃料は、専用の保管場所で農産物や他の資材等と接触しないように保管する。特に毒劇物については、容器・貯蔵場所等へ表示する。	☑	
	保管	病原微生物の増殖	貯蔵・輸送時の適正な温度管理の実施	・収穫後の農産物を貯蔵・輸送する際は、品質の劣化防止のため、適正な温度管理を行う。必要に応じて予冷等を行う。	☑	
経営の改善	情報の保存	ほ場、肥料、農薬、出荷、その他農業生産活動に関する情報の記録なし	ほ場の位置、面積等、また、農薬、肥料等の購入伝票、さらに、出荷等農業生産活動に関する情報の記録・保存	・ほ場の位置、面積等に係る記録を作成し、適切な期間保存する。 ・農薬、肥料の使用状況や播種、定植、収穫の作業実施日時等、農業生産活動に関する情報を記録し、適切な期間保存する。茶の取組時は、ボイラー（簡易ボイラーは除く）の定期自主検査記録も3年間保存する。 ・農薬や肥料、種子、苗等の購入伝票、保証書を適切な期間保存する。 ・品名や出荷日、出荷量等、出荷に関する情報を記録し、適切な期間（出荷に関しては流通実態に応じて1～3年間、それ以外は取引先からの情報請求に対応して）保存する。	☑	
				：		

①計画をたてる！

農作業のすべての手順を点検し、リスク防止対策を項目化する

②実践・記録する！

点検項目を確認しながら農作業を行い、結果を記録する

④見直します！

改善すべき点を見直し、次回の作付けに役立てる

③点検･評価する！

記録を点検し、問題がなかったかどうか確認し、評価する

必ず④見直しまでステップを踏みましょう！

○チェックの仕方を改善（J農協）

生産者による打合せを年１回開催し、実施状況の報告や意見交換を実施。

打合せの結果を踏まえ、推進協議会（チーム）でチェックシートの点検項目の見直しを行った。（１年目に県のマニュアルに沿って策定した点検項目について、実際に実践した結果、本当に産地で必要かどうかを判断）。

また、実践した生産者の意見を踏まえ、チェックの仕方についても改善した。具体的には、実践できた点検項目は「レ」を記入し、実践できなかった点検項目は「○」を記入（「×」であると生産者がチェックを付けたくなくなるため）。

※農林水産省生産局生産技術課「GAP手法導入マニュアル（平成20年1月）」
http://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/gap/g_torikumi/pdf/dounyu_manual.pdf

（1）農作業のリスク

物損事故に比べ**人身事故**の発生件数が多く、軽傷よりも**重症**が多く、**死亡事故**も毎年発生しています。平成 25 年の内訳のように、人身事故のほとんどは**機械作業**で起きており、農作業では少しの油断で大事故になる可能性が高いのです。

滋賀県の年次別農作業事故発生状況（過去15年間）と平成25年人身事故の原因内訳

生産者の誰もがハイリスクに晒されています。

(2) 異物混入のリスク

1990年4月～97年1月までに独立行政法人 国民生活センターの危害情報システム(http://www.kokusen.go.jp/news/data/a_W_NEWS_034.html)に寄せられた「異物混入」の苦情は1,491 件(うち農産物への混入は133件)あることが紹介されています。けがをしたというものも171件あります。

混入物は、上位から虫316件(21.2%)、ボルトやネジなどの金属類131件(8.8%)、針や釘116件(7.8%)、毛110件(7.4%)などのほか、ガラス、プラスチック片、ゴム、ゴキブリ・ハエ、石・砂、ビニール、紙と様々です。

何に入っていたか

食品群	主な食品
菓子類(305)	和菓子(66)、洋菓子(57)、スナック類(34)、チョコレート(33)、せんべい(31)、あめ・キャラメル(21)、アイスクリーム類(19)
穀類(297)	パン(114)、米(104)、めん類(68)、粉類(6)、もち(4)、雑穀(1)
調理食品(229)	弁当(61)、そうざい類(39)、冷凍調理食品(23)、調理パン(22)、レトルト調理食品(16)、調理食品の缶詰・びん詰(12)
野菜・海草類(137)	漬物・佃煮など(73)、豆腐・納豆・おからなど(24)、野菜(23)、海草(17)
飲料(131)	清涼飲料(45)、ミネラルウォーター(36)、コーヒー・紅茶・ココア(17)、緑茶(13)、中国茶(9)
魚介類(126)	かつお節など魚介加工品(47)、魚・貝類(38)、干物・塩蔵品(26)、魚肉練り製品(15)
調味料(60)	砂糖・ジャム・蜂蜜(16)、ふりかけ(16)、食塩・しょうゆ・みそ(12)
肉類(58)	ハム・ソーセージなど加工肉(28)、牛肉(13)、豚肉(7)、とり肉(4)、挽き肉(4)
乳卵類(56)	ハム・ソーセージなど加工肉(28)、牛肉(13)、豚肉(7)、とり肉(4)、挽き肉(4)
酒類(53)	ビール(25)、ワイン(16)、清酒(6)
果物(34)	果物の缶詰・びん詰(20)、干し柿・干しぶどう(7)、生鮮果物(6)
その他(5)	インスタント食品・チルド食品などその他の食料品

何が入っていたか

異物の種類	件数(%)	異物の種類	件数(%)
(単に)虫	316(21.2)	ビニール	34 (2.3)
金属類(*1)	131 (8.8)	紙・糸・布	28 (1.9)
針・針金・つり針・釘	116 (7.8)	ホチキスの針	17 (1.1)
毛	110 (7.4)	ねずみのふん・毛など	16 (1.1)
ガラス片	75 (5.0)	木片	15 (1.1)
プラスチック・ゴム	62 (4.2)	刃物	12 (0.8)
ゴキブリ	61 (4.1)	その他(*2)	144 (9.7)
石・砂	55 (3.7)	不明	263 (17.6)
ハエ	36 (2.4)		
		合計	1,491(100.0)

*1:金属片、ボルト・ナット、ネジ、缶のクズなど
*2:人間の爪、動物の骨・毛・羽、傷テープ、陶器の破片、カビなど

異物の例

たった一つの異物が多大な損害(消費者の健康被害、商品回収や営業停止、社会的信用の失墜など)を引き起こします。

（3）農薬使用のリスク

平成18年1月から平成21年11月までの全国における農薬残留基準値超過64事例全てが、**ＧＡＰを実践していれば防げた**ものでした。農産物直売所に出荷するある農家が、多品種･少量･長期間の要望に応えるため、1つのハウスで複数品目の農作物を栽培しており、自分のハウス内でドリフトが原因の残留農薬基準違反を起こすなどの例がありました。

県内でも、残留農薬基準値以下であるものの、前作で使用した農薬を後作物が吸収、散布器具の洗浄不足、近隣ほ場からのドリフトなどにより農薬が検出される例があります。**一連の農業生産活動で“どこを注意すべきか”をまとめたＧＡＰを正しく利用していれば防げた**事例でした。

※日本GAP協会調べ:2006年1月～2011年9月
出典:報道資料および公表された違反64事例
（平成24 年1 月31 日公表）
http://jgap.jp/JGAP_News/Zanryu_nouyaku_ihan_genin20120131.pdf

“ＧＡＰを実践していれば良かった！”と、思ってからでは遅い。

ＧＡＰに取り組み、未然にリスクを回避しましょう！

2）信頼確保のために

消費者の信頼性を確保し、選んでもらえる農産物とするためには、消費者のニーズを迅速かつ的確にとらえ、生産に活かしていくことが重要です。

「食の安全・安心」についてのアンケート

調査時期：平成 26 年 5 月
調査対象：県政モニター　398 人
回 答 数：321 人（男性 199 人、女性 122 人）
回　　答：3 つまで可

※滋賀県健康医療福祉部生活衛生課 食の安全推進室「食の安全･安心」についてのアンケート
（平成26年12月公表）
http://www.pref.shiga.lg.jp/a/koho/monitor/files/14ab000302.pdf

消費者は、法令を遵守し、農薬等を適正に使用し、情報提供をきちんと行っている、信頼できる業者から食品を入手しようとしています。

ＧＡＰに基づいた安全を消費者への情報提供に活用できます。

ＧＡＰに関する意識・意向調査

調査時期：平成24年8月中旬～下旬
調査対象：農林水産情報交流ネットワーク事業モニター
回 答 数：流通加工業者モニター542名、消費者モニター892名

農業者がＧＡＰに取り組む必要性（消費者）

農業者がＧＡＰに取り組むことが必要な理由（消費者）

消費者は、農業者がＧＡＰに取り組み、
食品の安全性を高めることを求めています。

流通加工業者にはプライベートブランドの条件としてＧＡＰを採用し、取引の必要条件とするところも現れ始めました。**流通加工業者にもGAPの取組をPRすることができます。**

ＧＡＰの取組についての取引上の参考としての活用意向（流通加工業者）

ＧＡＰの取組について取引の参考としているまたは活用意向の理由（流通加工業者）

※農林水産省大臣官房統計部
「農業生産工程管理（ＧＡＰ）及び環境に配慮した農産物に関する意識･意向調査結果
（平成24年12月20日公表）」
http://www.maff.go.jp/j/finding/mind/pdf/gaptyous.pdf

流通加工業者は、ＧＡＰの取り組みについて、
取引上の参考として活用する意向を持ち始めています。

県内でも、種子生産現場において信用確保のために混種事故のない産地を目指してＧＡＰを導入されたり、特別栽培米やＪＡ基準米の条件にＧＡＰを盛り込むなどしてＰＲし、全国展開の量販店、生協の店舗、インターネット販売への販路拡大に活用したり、雇用型経営の業務マニュアルとしてＧＡＰを取り入れ、安全性の具体的根拠にして商談を優位にすすめられたり等の事例がみられます（「滋賀のＧＡＰ取組事例集」平成26年3月）。

生産履歴と一体化した様式
（ＪＡレーク伊吹）

ＧＡＰの説明書きの変更

JA北びわこ適正農業規範
（実践のすすめ）

基準米生産者研修会

ＧＡＰに取り組み、消費者・流通加工業者の信頼を確保しましょう！